

法務省保観第325号

平成20年5月9日

矯正管区の長殿

矯正施設の長殿

地方更生保護委員会委員長殿

保護観察所長殿

矯正研修所長殿(参考送付)

法務省矯正局長 梶木 壽

法務省保護局長 西川克行

犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務の運用について(依命通達)

更生保護法(平成19年法律第88号。以下「法」という。)は、平成20年6月1日から施行されることとなり、同法を施行するための更生保護法施行令(平成20年政令第145号)及び犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する規則(平成20年法務省令第28号。以下「規則」という。)も同日から施行されます。

上記法令及び更生保護法により改正された売春防止法(昭和31年法律第118号)の規定に基づく事務の実施については、犯罪をした者及び非行のある少年に対する社会内における処遇に関する事務規程(平成20年法務省保観訓第261号大臣訓令。以下「事務規程」という。)が定められましたが、事務規程を補

足し、当該事務の適正な運用を図るために必要な事項を下記のとおり定め、平成20年6月1日から実施することとしたので、通達します。

なお、平成18年5月23日付け法務省保観第460号矯正局長・保護局長依命通達「仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等に関する規則並びに仮釈放、仮出場及び仮退院並びに保護観察等事件事務規程の運用について」は、平成20年5月31日限りで廃止します。

記

目次

- 第1 総則
 - 1 定義
 - 2 関係人の呼出しに係る過料の裁判
 - 3 急速を要するときの決定の告知
 - 4 合議体の審理等経過の記録
- 第2 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院
 - 1 身上関係事項の通知等
 - 2 被収容者移送通知
 - 3 36条調査
 - 4 申出によらない審理の開始
 - 5 矯正施設の長による申出
 - 6 審理
 - 7 仮釈放許可基準の適用
 - 8 仮出場許可基準の適用
 - 9 少年院からの仮退院の許可基準の適用
 - 10 婦人補導院からの仮退院の許可基準の適用
 - 11 仮釈放等を許す旨の決定をした後の事務処理
 - 12 審理の終結
 - 13 釈放に関する措置
 - 14 審理の再開
- 第3 刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了及び少年院に収容中の者の退院

第4 保護観察

- 1 保護観察実施上の基本的事項
- 2 転居又は旅行の許可
- 3 遵守事項及び生活行動指針
- 4 指導監督
- 5 補導援護及び応急の救護
- 6 保護者に対する措置等
- 7 出頭の命令及び引致
- 8 不良措置
- 9 良好措置

10 保護観察事件の終結

第5 生活環境の調整

- 1 通則
- 2 収容中の生活環境調整
- 3 裁判確定前の生活環境調整

第6 更生緊急保護

- 1 更生緊急保護の対象等
- 2 基本的留意事項
- 3 更生緊急保護の内容
- 4 更生緊急保護事件に係る事務の開始
- 5 更生緊急保護事件に係る事務の管理
- 6 更生緊急保護の要否の決定及びとるべき措置の選定
- 7 更生緊急保護の委託
- 8 受託者との連携等
- 9 法第85条第4項ただし書に規定する更生緊急保護

第7 その他

- 1 刑の執行停止中の者に対する措置
- 2 保護司から返還された書類の取扱い
- 3 質問調書の作成
- 4 保護観察の状況等の通知

- 5 仮釈放等を許す旨の決定をした地方委員会に対する通知
- 6 共助事件等に係る事務の管理
- 7 経過措置

第1 総則

1 定義

この通達において使用する用語は、特別の定めがある場合を除くほか、事務規程において使用する用語の例による。

2 関係人の呼出しに係る過料の裁判

地方委員会は、法第25条第3項において準用する法第12条第1項の規定により地方委員会が関係人を呼び出した場合において、再度の呼出しを受けた者が、正当な理由なく呼出しに応じないため、非訟事件手続法（平成23年法律第51号）第120条の裁判を求めるときは、速やかに、理由を付して、その者の住居地を管轄する地方裁判所にその旨を通知するものとする。

3 急速を要するときの決定の告知

(1) 地方委員会は、規則第6条第2項の規定により決定の告知を嘱託するときは、告知嘱託書（別紙様式1）によるものとする。

(2) 地方委員会は、規則第6条第2項の規定により決定の告知を嘱託したときは、嘱託を受けた者をして、ファクシミリ装置を用いて送信した決定書（事務規程様式第2号）の写しを当該決定の対象とされた者に交付させ、受領書（甲）（事務規程様式第40号）を徴し、これを当該地方委員会に送付させるものとする。

4 合議体の審理等経過の記録

地方委員会は、合議体で判断（法第23条第1項第1号及び第4号に係るもの）を行うに当たっては、当該判断の内容、年月日その他の必要な事項を審理等経過記録（別紙様式2）に記載するものとする。

第2 仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院及び婦人補導院からの仮退院

1 身上関係事項の通知等

(1) 身上調査書（甲）（事務規程様式第3号）、身上調査書（乙）（事務規程様式第4号）、身上調査書（丁）（事務規程様式第6号）、身上変動通

知書（甲）（事務規程様式第7号）又は身上変動通知書（乙）（事務規程様式第8号）は、保護観察所の長に対しては、その写しを添付して送付するものとする。

- (2) 規則第7条第1項前段の規定による通知は、受刑者の処遇調査に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3308号大臣訓令）第8条第1項の規定により調査センターにおいて刑執行開始時調査が行われた者については、受刑者の集団編成に関する訓令（平成18年法務省矯成訓第3314号大臣訓令）第8条第1項の規定によりその処遇を行うものとされる刑事施設又は少年院に移送後（調査センターである刑事施設において引き続き受刑者の処遇を行う場合を含む。），その刑事施設の長又は少年院の長がするものとする。
- (3) 帰住予定地の変動に係る身上変動通知書（甲）又は身上変動通知書（乙）を送付するときは、当該変動の理由を具体的かつ明確に参考事項欄に記載するものとする。ただし、事務規程第153条の規定により送付を受けた生活環境調整状況通知書（事務規程様式第107号）によりその理由が明らかであるときは、その写しを添付し、当該理由を簡潔に記載することとして差し支えない。
- (4) 帰住予定地が平成19年9月28日付け法務省保総第844号保護局長通達「保護観察官の駐在制度について」第3の2の(1)に定める駐在保護観察官担当区域内にあるときは、保護観察所の長に対する身上調査書（甲），身上調査書（乙），身上調査書（丁），身上変動通知書（甲）又は身上変動通知書（乙）の送付は、当該駐在保護観察官担当区域を担当する保護観察官に対して行うものとする。
- (5) 保護観察所の長は、(1)により身上調査書（甲），身上調査書（乙），身上調査書（丁），身上変動通知書（甲）又は身上変動通知書（乙）の送付を受けた場合において、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司の指名をしているときは、当該生活環境調整担当保護司に対し、(1)の写しを送付するものとする。
- (6) 審理事件ホルダーの作成
ア 地方委員会は、身上調査書を受理したときは、審理事件ホルダー（別

紙様式3)を作成するものとする。

イ 審理事件ホルダー中身上調査書に係る者の氏名を数字化して記載する欄の記載方法については、別表1「氏名換数表」によるものとする。

2 被収容者移送通知

- (1) 被収容者移送通知書（事務規程様式第9号）は、保護観察所の長に対しては、その写しを添付して送付するものとする。
- (2) 事務規程第9条第4項の規定により関係書類を他の地方委員会に送付するときは、身上調査書等送付書（別紙様式4）によるものとする。
- (3) 保護観察所の長に対する被収容者移送通知書の送付については、1の(4)に準ずるものとする。
- (4) 保護観察所の長は、(1)により被収容者移送通知書の送付を受けた場合において、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司の指名をしているときは、当該生活環境調整担当保護司に対し、(1)の写しを送付するものとする。

3 36条調査

(1) 名簿の提出の求め

地方委員会は、法第36条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の規定による調査（以下「36条調査」という。）のため必要があると認めるときは、刑事施設の長又は少年院の長に対し、懲役又は禁錮の刑の執行のため収容している者であつて、刑法（明治40年法律第45号）第28条又は少年法（昭和23年法律第168号）第58条第1項に規定する期間が経過したもの（次のいずれかに該当する者を除く。）の名簿の提出を求めるものとする。

ア 執行すべき刑期が10月未満の者

イ 執行すべき刑期が10年以上の者

ウ 36条調査の対象とすることが相当でないと認められる者

(2) 申告票の提出

ア 地方委員会は、36条調査を行うに当たり、規則第17条第2項の規定により36条調査の対象となる者に対し申告票（事務規程様式第16号）の提出を求めるときは、法第28条において準用する法第14条の

規定により、その者を収容し、又は留置している矯正施設の長に対し、当該対象となる者に申告票を記載させ、その申告票を送付するよう求めることができる。

イ アの求めを受けた矯正施設の長は、当該求めに係る者に申告票を記載させ、これを当該求めをした地方委員会に送付するものとする。

ウ 矯正施設の長は、アの求めがあった場合において、当該求めに係る者が申告票の記載を拒んだときは、当該求めをした地方委員会に対し、その旨を連絡するものとする。

(3) 36条調査の開始等

ア 地方委員会は、(1)により名簿の提出を受けたときは、当該名簿に記載された者（36条調査の対象とする必要がないと認める者を除く。）について、36条調査を開始するものとする。

イ 地方委員会は、保護処分の執行のため少年院に収容されている者について、身上調査書（乙）を受理したときは、36条調査を開始するものとする。

ウ 地方委員会は、補導処分の執行のため婦人補導院に収容されている者について、身上調査書（丁）を受理したときは、36条調査を開始するものとする。

エ 地方委員会は、他の地方委員会において36条調査の対象とされている者について、事務規程第9条第4項の規定により関係書類の送付を受けたときは、引き続き、その者に係る36条調査を行うものとする。

(4) 36条調査の実施

ア 地方委員会は、36条調査を開始するとき又は(3)のエにより引き続き36条調査を行うこととするときは、その構成員である委員又は保護観察官のうちから、これを行わせる者を指名するものとする。

イ アにより指名された保護観察官は、法第35条第1項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により審理を開始するか否かを判断するために必要な資料を収集するものとし、36条調査の対象とされている者との面接を行った場合には、仮釈放等調査票（別紙様式5）を作成するものとする。

ウ 地方委員会は、その構成員である委員又は保護観察官をして、36条調査の対象とされている者との面接を行わせるときは、あらかじめ、その者を収容し、又は留置している矯正施設の長に対し、その氏名及び生年月日を通知するものとする。

エ 地方委員会は、イにより仮釈放等調査票を作成したときは、36条調査の対象とされている者に係る帰住予定地を管轄する保護観察所の長に対し、収容中の生活環境調整の参考に資するため、当該仮釈放等調査票の写し2通を送付するものとする。この場合において、申告票の送付を受けているときはその写しを、併せて送付するものとする。

オ 保護観察所の長に対する仮釈放等調査票及び申告票の送付については、1の(4)に準ずるものとする。

カ 保護観察所の長は、エにより仮釈放等調査票の写し2通の送付を受けた場合において、当該仮釈放等調査票に係る者について、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司の指名をしているときは、そのうちの1通を当該生活環境調整担当保護司に送付するものとする。

4 申出によらない審理の開始

地方委員会は、36条調査の結果、36条調査の対象とされた者が、規則第28条、第29条若しくは第31条又は法第41条（規則第30条に定めるものを含む。）に定める基準に該当すると見込まれるときは、法第35条第1項の規定により審理を開始するものとする。36条調査を行っていない者について、当該基準に該当すると見込まれるときも、同様とする。

5 矯正施設の長による申出

(1) 仮釈放を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査において、次のアからオまでに掲げる判断を行うに当たっては、保有する情報の範囲内において、それぞれ当該アからオまでに定める事項を考慮するものとする。

ア 規則第28条本文における悔悟の情があるかどうかの判断 申出に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の被害の実情についての認識、当該犯罪を悔いる気持ち及び当該犯罪に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容その他の事項

イ 規則第28条本文における改善更生の意欲があるかどうかの判断 次

に掲げる事項その他の事項

- (ア) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容
- (イ) 刑事施設における矯正処遇又は少年院における矯正教育への取組の状況
- (ウ) 反則行為又は紀律に違反する行為の有無及び内容その他の刑事施設又は少年院における生活態度
- (エ) 釈放後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容

ウ 規則第28条本文における再び犯罪をするおそれがないかどうかの判断 次に掲げる事項その他の事項

- (ア) 性格、年齢、経歴及び心身の状況
- (イ) 申出に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の罪質、動機、態様、結果及び社会に与えた影響
- (ウ) 刑事施設における矯正処遇の経過及び効果又は少年院における矯正教育の経過及び成績の推移
- (エ) 釈放後の生活環境
- (オ) 保護観察において予定される処遇の内容及び効果
- (カ) 悔悟の情及び改善更生の意欲の程度

エ 規則第28条本文における保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかの判断 次に掲げる事項その他の事項

- (ア) 刑事施設又は少年院において予定される処遇の内容及び効果
- (イ) アからウまでに定める事項

オ 社会の感情が仮釈放を是認するかどうかの判断 次に掲げる事項その他の事項

- (ア) 被害者等の感情
- (イ) (ア)に掲げるもののほか、収容期間及び仮釈放を許すかどうかに関する関係人及び地域社会の住民の感情
- (ウ) 裁判官又は検察官から表明されている意見
- (エ) アからエまでに定める事項

(2) 仮出場を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査において、規則第29条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、保有する情報の範囲内において、次に掲げる事項その他の事項を考慮するものとする。

ア 心身の状況

イ 収容又は留置の期間

ウ 社会の感情

エ 作業への取組姿勢

オ 反則行為の有無及び内容その他の刑事施設又は労役場における生活態度

カ 申出に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の内容

キ 性格、年齢及び経歴

(3) 少年院からの仮退院を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査において、少年院法（昭和23年法律第169号）第12条第2項の仮に退院を許すのが相当であるかどうかを判断し、又は規則第30条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、保有する情報の範囲内において、次に掲げる事項その他の事項を考慮するものとする。

ア 性格、年齢、経歴及び心身の状況

イ 申出に係る保護処分を言い渡される理由となった非行の内容、動機、原因及び社会に与えた影響

ウ 申出に係る保護処分を言い渡される理由となった非行に係る被害の実情についての認識、当該非行を悔いる気持ち及び当該非行に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容

エ 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容

オ 保護者の監護の意欲及び監護能力

カ オに掲げるもののほか、引受人の状況、親族との関係その他の出院後の生活環境

キ 少年院における矯正教育への取組の状況並びに矯正教育の経過及び成績の推移

- ク 紀律に違反する行為の有無及び内容その他の少年院における生活態度
- ケ 出院後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
- コ 保護観察において予定される処遇の内容及び効果
- サ 少年院において予定される処遇の内容及び効果
- シ 被害者等の感情

(4) 婦人補導院からの仮退院を許すべき旨の申出をするか否かに関する審査において、規則第31条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、保有する情報の範囲内において、次に掲げる事項その他の事項を考慮するものとする。

- ア 婦人補導院における補導への取組の状況並びに補導の経過及び効果
- イ 婦人補導院の遵守事項に違反する行為の有無及び内容その他の婦人補導院における生活態度
- ウ 釈放後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
- エ 性格、年齢、経歴及び心身の状況
- オ 釈放後の生活環境
- カ 保護観察において予定される処遇の内容及び効果
- キ 婦人補導院において予定される処遇の内容及び効果
- ク 申出に係る刑を言い渡される理由となった犯罪を悔いる気持ち及び当該犯罪に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容
- ケ 犯罪の罪質、動機、態様、結果及び社会に与えた影響

(5) 申出書の添付資料

- ア 矯正施設の長は、仮釈放申出書（事務規程様式第11号）及び婦人補導院仮退院申出書（事務規程様式第14号）には判決書の写しを、仮出場申出書（事務規程様式第12号）には裁判書又は裁判を記載した調書の写しを、それぞれ添付するものとする。ただし、判決書の写し及び裁判書の写しについては、証拠の欄目に係る部分の添付を省略することができる。

イ 刑事施設の長及び少年院の長は、国際受刑者移送法（平成14年法律第66号）第2条第9号に規定する受入受刑者に係る仮釈放申出書には、アにかかわらず、同法第15条第1項の書面の謄本及び同書面に添付された関係書類の謄本のうち、仮釈放を許すか否かに関する審理のために必要と認められるものの写しを添付するものとする。

ウ 少年院の長は、少年院仮退院申出書（事務規程様式第13号）には、少年審判規則（昭和23年最高裁判所規則第33号）第2条第1項に規定する決定書の謄本の写しを添付するものとする。ただし、少年院からの仮退院を許すべき旨の申出をする前に当該決定書の謄本の写しを送付しているときは、この限りでない。

(6) 申出の取下げ

地方委員会は、申出取下書（事務規程様式第35号）を受理したときは、必要に応じ、矯正施設の長に対し、申出を取り下げた理由を明らかにする資料の提出を求め、当該資料及び申出取下書の内容を踏まえて、仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断を行うものとする。

6 審理

(1) 仮釈放等審理事件に係る事務の管理

地方委員会は、当該地方委員会において取り扱う仮釈放等審理事件について、その開始、終結等の状況を管理し、必要な情報の検索ができるよう、別表2に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

(2) 標準審理期間

地方委員会は、特別の事情がある場合を除き、仮釈放、仮出場、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院を許すか否かに関する審理（以下「仮釈放等審理」という。）の開始後おおむね3月以内に、仮釈放等を許す旨の決定をし、又はこれをしない旨の判断を行うものとする。

(3) 仮釈放等審理における25条調査

ア 地方委員会は、仮釈放等審理を開始したとき又は規則第23条の規定により引き続き審理を行うこととしたときは、その構成員である委員の

うちから、法第25条第1項の規定による調査（以下「25条調査」という。）を行わせる者を指名するものとする。この場合において、仮釈放等調査票が作成されていないときその他必要があると認めるとときは、保護観察官を指名するものとする。

イ アにより指名された委員は、仮釈放等を許すか否かを判断するために必要な資料を収集し、仮釈放等審理調査票（別紙様式7）を作成するものとする。

ウ アにより指名された保護観察官は、仮釈放等を許すか否かを判断するために必要な資料を収集し、必要に応じ、仮釈放等調査票を作成するものとする。

エ 地方委員会は、仮釈放等を許すべき旨の申出を受けた者について25条調査を行う場合において、当該申出に係る者に対し、釈放後の生活の計画その他の仮釈放等の審理に必要な事項を記載した書面の提出を求めるときは、法第28条において準用する法第14条の規定により、当該申出をした矯正施設の長に対し、当該申出に係る者に当該書面を作成させ、これを送付するよう求めることができる。

オ エの求めを受けた矯正施設の長は、当該求めに係る者にエの書面を作成させ、これを当該求めをした地方委員会に送付するものとする。

カ 矯正施設の長は、エの求めがあった場合において、当該求めに係る者がエの書面の作成を拒んだときは、当該求めをした地方委員会に対し、その旨を連絡するものとする。

キ 地方委員会は、25条調査において、その構成員である委員又は保護観察官をして、審理対象者との面接を行わせるときは、あらかじめ、当該審理対象者を収容し、又は留置している矯正施設の長に対し、その氏名及び生年月日を通知するものとする。

(4) 委員面接

ア 仮釈放等審理における委員による審理対象者との面接（以下「委員面接」という。）は、特別の事情がある場合を除き、当該審理対象者が収容され、又は留置されている矯正施設内において行うものとする。

イ 規則第23条の規定により引き続き審理を行う地方委員会は、移送元

の地方委員会において既に委員面接が行われている場合であっても、委員面接を行わせるものとする。

ウ 規則第20条第1項の規定により同項第1号又は第2号に掲げる者の立会いを求め、その意見を聴くこととするか否かは、合議体で判断するものとする。この場合において、その者の立会いを求め、その意見を聴くこととしたときは、当該立会いの時までにその者に対し、同条第2項に規定する事項について説明し、注意を喚起するものとする。

(5) 生活環境の調整の求め

ア 地方委員会は、生活環境調整状況通知書その他の資料を踏まえ、審理対象者の生活環境についてなお調整すべき事項があると認めるときは、法第37条第2項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定により生活環境の調整を求めるものとする。

イ 地方委員会は、法第37条第2項の規定により生活環境の調整を求めるときは、保護観察所の長に対し、求生活環境調整書（別紙様式8）を送付するものとする。この場合には、審理対象者を収容し、又は留置している矯正施設の長に対し、その写しを送付するものとする。

ウ イの場合には、地方委員会は、保護観察所の長に対し、仮釈放等審理調査票の写しその他の参考となる資料を併せて送付するものとする。

エ 地方委員会は、イにより求生活環境調整書を送付する保護観察所の長が、審理対象者の帰住予定地を管轄する保護観察所の長と異なるときは、当該保護観察所の長に対し、その写しを送付するものとする。

オ イ及びウの保護観察所の長に対する求生活環境調整書の写し、仮釈放等審理調査票の写しその他の参考となる資料の送付並びにエの保護観察所の長に対する求生活環境調整書の写しの送付については、1の(4)に準じるものとする。

カ 保護観察所の長は、アによる求生活環境調整書の送付を受けたときは、速やかに、地方委員会が法第37条第2項の規定により定めた事項に係る生活環境の調整を行うものとする。

キ 保護観察所の長は、カにより行った生活環境の調整の結果を、生活環

境調整状況通知書により、速やかに、生活環境の調整の求めを行った地方委員会及びイの矯正施設の長に通知するものとする。

(6) 評議

ア (3)のアにより指名された委員は、合議体の構成員である他の委員に対し、評議（仮釈放等を許すか否かの採決に先立ち、当該採決をするために同一の機会に行う合議をいう。以下同じ。）の前日までに仮釈放等審理調査票の写しを配付するよう努めるものとする。

イ 地方委員会は、評議を行ったときは、仮釈放等検討結果記録（別紙様式9）を作成するものとする。

ウ 法第39条第2項（法第42条及び売春防止法第25条第4項において準用する場合を含む。）の釈放すべき日は、仮釈放申出書、仮出場申出書、少年院仮退院申出書又は婦人補導院仮退院申出書に記載されている規則第15条第1項第9号に規定する日、家族等の出迎えに要する期間その他の事情を考慮して定めるものとする。

7 仮釈放許可基準の適用

(1) 規則第28条に定める基準に該当するかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 規則第28条は、悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められること、再び犯罪をするおそれがないと認められること、保護観察に付することが改善更生のために相当であると認められること並びに社会の感情が仮釈放を是認すると認められることの4つの要件を掲げており、仮釈放を許すにはこれらのいずれもが満たされることは必要であるとされていること。

イ アの4つの要件のうち、悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められるることは、仮釈放を許すことの中心的な要件であり、これが認められるかどうかが、他の要件に先立って、判断されるべきであること。

ウ 悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められる審理対象者について、再び犯罪をするおそれがないと認められるかどうかが判断されるべきであること。この場合において、悔悟の情及び改善更生の意欲があると認められることは、通常、再び犯罪をするおそれがないことを推認さ

せることになるが、審理対象者の性格、年齢、経歴、心身の状況その他の事情を考慮したときに、なおこれが認められるかどうかが判断されるべきであること。

エ 保護観察に付することが改善更生のために相当であることは、仮釈放を許すことの包括的な要件であると考えられ、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがないと認められる審理対象者について、これが認められるかどうかが判断されるべきであること。この場合において、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがないと認められることは、通常、保護観察に付することが改善更生のために相当であることを推認させることになるが、総合的かつ最終的に実質的相当性を判断する観点から、なおこれが認められるかどうかが判断されるべきであること。

オ 社会の感情が仮釈放を是認するかどうかは、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがないと認められる審理対象者について判断されるべきであること。この場合において、悔悟の情及び改善更生の意欲があり、再び犯罪をするおそれがないと認められることは、通常、社会の感情が仮釈放を是認することを推認させるが、なおも仮釈放を許すことが刑罰制度の原理及び機能を害しないかどうかを最終的に改めて確認する観点から、なおこれが認められるかどうかが判断されるべきであること。

(2) (1)のイにより悔悟の情及び改善更生の意欲があるかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 悔悟の情があると認められるためには、審理対象者が審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪による被害の実情及び当該犯罪に至った自己の問題性を正しく認識していることを前提とし、その上で悔いる気持ちが認められることが必要であること。

イ アの悔いる気持ちが特に強く認められるときは、その旨の評価をすること。

ウ アに掲げる事項を考慮するに当たっては、面接における審理対象者に

よる悔悟を表す発言及び申告票又は6の(3)のエの書面（以下「申告票等」という。）に記載された悔悟を表す文言のみならず、審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪による被害の実情についての認識、当該犯罪に至った自己の問題性についての認識及び当該犯罪を悔いる気持ちの表れと認められる言動その他の事項を考慮し、当該悔悟を表す発言又は文言が真しな気持ちに基づくものであるかどうかを証明することとなる客観的事実を把握すべきであること。

エ 改善更生の意欲があると認められるためには、審理対象者が審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪による被害者等に対してどのように償うべきかを正しく認識し、かつ、償いをする気持ちがあることを前提とし、その上で再び犯罪をしないためにどのような生活を送るべきかを正しく認識し、かつ、過去の生活を改め健全な生活を送る気持ちが認められることが必要であること。

オ エの償いをする気持ち又は過去の生活を改め健全な生活を送る気持ちが特に強く認められるときは、その旨の評価をすること。

カ エに掲げる事項を考慮するに当たっては、次に掲げる事項その他の事項を考慮し、客観的事実を把握すべきであること。

(ア) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容

(イ) 刑事施設における矯正処遇又は少年院における矯正教育への取組の状況

(ウ) 反則行為又は紀律に違反する行為の有無及び内容その他の刑事施設又は少年院における生活態度

(エ) 釈放後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容

(3) (1)のウにより再び犯罪をするおそれがないかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 「再び犯罪をするおそれ」には、仮釈放中の再犯のおそれ及び仮釈放期間経過後の再犯のおそれが含まれるところ、前者の意味での再犯のおそれについては、何らかの犯罪をするおそれが合理的に想定し得ない程

度に至っていなければならないのに対し、後者の意味での再犯のおそれについては、再犯のおそれが相当程度現実的でなければ、この意味での再犯のおそれはないと認められるものであると考えられること。

イ 悔悟の情及び改善更生の意欲が特に強く認められたときは、再び犯罪をするおそれがないことを示すものとして、一定の評価をすること。

ウ 次に掲げる事項その他の事項を考慮すべきであること。

(ア) 性格、年齢、経歴及び心身の状況

(イ) 審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の罪質、動機、態様、結果及び社会に与えた影響

(ウ) 刑事施設における矯正処遇の経過及び効果又は少年院における矯正教育の経過及び成績の推移

(エ) 釈放後の生活環境

(オ) 保護観察において予定される処遇の内容及び効果

(カ) 悔悟の情及び改善更生の意欲の程度

(4) (1)のエにより保護観察に付することが改善更生のために相当であるかどうかの判断に当たっては、次に掲げる事項その他の事項を考慮するものとする。

ア 刑事施設又は少年院において予定される処遇の内容及び効果

イ (2)のウ及びカ並びに(3)のウに掲げる事項

(5) (1)のオにより社会の感情が仮釈放を是認するかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

ア 被害者等や地域社会の住民の具体的な感情は、重要な考慮要素となるものの、「社会の感情」とは、それらの感情そのものではなく、刑罰制度の原理・機能という観点から見た抽象的・観念的なものであることに留意して判断を行うこと。

イ 次に掲げる事項その他の事項を考慮すべきであること。

(ア) 被害者等の感情

(イ) (ア)に掲げるもののほか、収容期間及び仮釈放を許すかどうかに関する関係人及び地域社会の住民の感情

(ウ) 裁判官又は検察官から表明されている意見

(イ) (2)のウ及びカ、(3)のウ並びに(4)のアに掲げる事項

8 仮出場許可基準の適用

(1) 規則第29条に定める基準に該当するかどうかの判断に当たっては、同条の「その他の事情」として、次に掲げる事項その他関連する事項を考慮するものとする。

ア 性格、年齢及び経歴

イ 作業への取組姿勢

ウ 反則行為の有無及び内容その他の刑事施設又は労役場における生活態度

エ 7の(2)のウ及びカ ((イ)及び(ウ)を除く。) 並びに(3)のウの(イ)、(エ)及び(カ)に掲げる事項

(2) 同条の「社会の感情」の判断に当たっては、次に掲げる事項その他関連する事項を考慮するものとする。

ア 心身の状況

イ 収容又は留置の期間

ウ 7の(5)のイ ((エ)を除く。) に掲げる事項

エ (1)に掲げる事項

9 少年院からの仮退院の許可基準の適用

法第41条に定める基準に該当するかどうかの判断に当たっては、次に掲げる事項その他関連する事項を考慮するものとする。

(1) 性格、年齢、経歴及び心身の状況

(2) 審理に係る保護処分を言い渡される理由となった非行の内容、動機及び原因並びに社会に与えた影響

(3) 審理に係る保護処分を言い渡される理由となった非行に係る被害の実情についての認識、当該非行を悔いる気持ち及び当該非行に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容

(4) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容

(5) 保護者の監護の意欲及び監護能力

(6) (5)に掲げるもののほか、引受人の状況、親族との関係その他の出院後

の生活環境

- (7) 少年院における矯正教育への取組の状況並びに矯正教育の経過及び成績の推移
- (8) 紀律に違反する行為の有無及び内容その他の少年院における生活態度
- (9) 出院後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
- (10) 保護観察において予定される処遇の内容及び効果
- (11) 少年院において予定される処遇の内容及び効果
- (12) 被害者等の感情

10 婦人補導院からの仮退院の許可基準の適用

規則第31条に定める基準に該当するかどうかの判断に当たっては、次に掲げる事項その他関連する事項を考慮するものとする。

- (1) 婦人補導院における補導への取組の状況並びに補導の経過及び効果
- (2) 婦人補導院の遵守事項に違反する行為の有無及び内容その他の婦人補導院における生活態度
- (3) 釈放後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
- (4) 性格、年齢、経歴及び心身の状況
- (5) 釈放後の生活環境
- (6) 保護観察において予定される処遇の内容及び効果
- (7) 婦人補導院において予定される処遇の内容及び効果
- (8) 審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪を悔いる気持ち及び当該犯罪に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容
- (9) 犯罪の罪質、動機、態様、結果及び社会に与えた影響

11 仮釈放等を許す旨の決定をした後の事務処理

- (1) 地方委員会は、事務規程第21条第2項前段の規定により決定通知書（事務規程様式第25号）を送付するときは、5の(5)のアの判決書の写し、5の(5)のイの国際受刑者移送法第15条第1項の書面の謄本及び同書面に添付された関係書類の謄本の写し又は5の(5)のウの決定書の謄本

の写しを併せて送付するものとする。

- (2) 地方委員会は、(1)の場合には、仮釈放等審理調査票の写し及び仮釈放等検討結果記録の写しを併せて送付するものとする。この場合において、審理対象者が記載した申告票等の送付を受けたときはその写し(3の(4)のエにより既に送付した申告票の写しを除く。)を併せて送付するものとする。
- (3) 保護観察所の長に対する(1)及び(2)に掲げる書面の送付については、1の(4)に準ずるものとする。
- (4) (1)の決定通知書の送付を受けた保護観察所の長は、当該決定通知書に係る者について、収容中の生活環境調整を行う生活環境調整担当保護司の指名をしているときは、当該生活環境調整担当保護司に対し、仮釈放等許可についての通知書(別紙様式10)により、仮釈放等を許す旨の決定について通知するものとする。
- (5) 地方委員会は、仮出場を許す旨の決定をした場合において、当該決定を受けた者が保護観察対象者であるときは、当該保護観察対象者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に対し、決定通知書により、その旨を通知するものとする。この場合において、保護観察所の長は、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、その旨を通知するものとする。

1 2 審理の終結

- (1) 地方委員会は、事務規程第25条の規定により、仮釈放等審理事件に係る事務を終結したときは、審理事件ホルダーに所定の事項を記入するものとする。
- (2) 地方委員会は、事務規程第9条第4項の規定により関係書類を他の地方委員会に送付する場合において、当該送付に係る者が審理対象者であるときは、2の(2)にかかわらず、仮釈放等審理事件移送書(別紙様式11)によるものとする。

1 3 釈放に関する措置

- (1) 出迎えの調整等

保護観察所の長は、仮釈放、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの

仮退院を許す旨の決定の通知を受けた者について、当該決定を行った地方委員会から、出迎え、衣類の準備その他帰住に関して調整が必要である旨の通知を受けたときは、当該決定を受けた者が収容されている矯正施設の長とあらかじめ連絡を取り、必要な措置をとるものとする。この場合において、必要があると認めるときは、当該矯正施設の所在地を管轄する保護観察所の長に対して協力を求めるものとする。

(2) 釈放に際しての矯正施設の長の措置

ア 規則第53条第2項において準用する同条第1項の規定による誓約の求めは、釈放の日に行うものとする。ただし、釈放の日にイによる説明を行う時間的余裕がないことその他やむを得ない事由があるときは、その日の2週間前から釈放の日の前日までの間の可能な限り釈放の日に近い日に行うこととして差し支えない。

イ 遵守事項を遵守する旨の誓約を求めるに当たっては、仮釈放等を許す旨の決定を受けた者に対し、遵守事項の内容、遵守事項を遵守しなかった場合の措置等について説明するものとする。

ウ 矯正施設の長は、事務規程第23条第1項後段の規定により署名押印を求めるに当たっては、遵守事項通知書（事務規程様式第42号）の原本及びその写し2通に署名押印を求めるものとする。

エ 矯正施設の長は、ウにおいて署名押印を求めた後は、遵守事項通知書の原本を仮釈放等を許す旨の決定を受けた者に交付し、その写し2通を当該決定をした地方委員会に送付するものとする。この場合において、地方委員会は、遵守事項通知書の写し2通の送付を受けたときは、そのうちの1通を当該決定を受けた者の保護観察をつかさどる保護観察所の長に送付するものとする。

14 審理の再開

(1) 地方委員会は、審理再開事由等通知書（事務規程様式第28号）の送付を受けたときは、仮釈放等審理を再開するか否か及び特別遵守事項を定め、変更し、又は取り消すか否かを検討するものとする。

(2) 保護観察所の長は、11の(4)により仮釈放等許可についての通知書を送付している場合において、審理の再開等に関する通知書（事務規程様式

第29号)の送付を受けたときは、速やかに、生活環境調整担当保護司に對し、その旨を通知するものとする。

第3 刑事施設等に収容中の者の不定期刑の終了及び少年院に収容中の者の退院

- 1 法第44条第1項又は法第46条第1項の決定をするか否かに関する審理については、その性質に反しない限り、第2の5の(5)及び(6)、6、11の(1)並びに12に準ずるものとする。
- 2 地方委員会は、刑事施設等に収容中の者の不定期刑の執行を受け終わったものとする決定をするか否かに関する審理において、規則第36条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、次に掲げる事項その他関連する事項を考慮するものとする。
 - (1) 性格、年齢、経歴及び心身の状況
 - (2) 家庭環境及び交友関係
 - (3) 刑事施設における矯正処遇への取組の状況並びに矯正処遇の経過及び効果又は少年院における矯正教育への取組の状況並びに矯正教育の経過及び成績の推移
 - (4) 反則行為又は紀律に違反する行為の有無及び内容その他の刑事施設又は少年院における生活態度
 - (5) 帰住予定地の生活環境
 - (6) 釈放後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容
 - (7) 審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の被害の実情についての認識、当該犯罪を悔いる気持ち及び当該犯罪に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容
 - (8) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容
 - (9) 審理に係る刑を言い渡される理由となった犯罪の罪質、動機、態様、結果及び社会に与えた影響
 - (10) 被害者等の感情
 - (11) (10)に掲げるもののほか、収容期間及び刑事施設等に収容中の者の不定期刑の執行を受け終わったものとする決定をするかどうかに関する関係

人及び地域社会の住民の感情

- (12) 裁判官又は検察官から表明されている意見

3 刑事施設の長又は少年院の長は、収容中の者の不定期刑の執行を受け終わったものとすべき旨の申出をするか否かに関する審査において、規則第36条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、保有する情報の範囲内において、2に掲げる事項その他の事項を考慮するものとする。

4 地方委員会は、少年院に収容中の者の退院を許す決定をするか否かに関する審理において、規則第39条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、次に掲げる事項その他の関連する事項を考慮するものとする。

- (1) 性格、年齢、経歴及び心身の状況

- (2) 家庭環境及び交友関係

- (3) 少年院における矯正教育への取組の状況並びに矯正教育の経過及び成績の推移

- (4) 紀律に違反する行為の有無及び内容その他の少年院における生活態度

- (5) 保護者の監護の意欲及び監護能力

- (6) (5)に掲げるもののほか、引受人の状況、親族との関係その他の出院後の生活環境

- (7) 出院後の生活の計画の有無及び内容その他の健全な生活を確保するための行動の有無及び内容

- (8) 審理に係る保護処分を言い渡される理由となった非行の内容、動機及び原因並びに社会に与えた影響

- (9) 審理に係る保護処分を言い渡される理由となった非行に係る被害の実情についての認識、当該非行を悔いる気持ち及び当該非行に至った自己の問題性についての認識の表れと認められる言動の有無及び内容

- (10) 被害者等に対する慰謝の措置の有無及び内容並びに当該措置の計画及び準備の有無及び内容

- (11) 被害者等の感情

5 少年院の長は、収容中の者の退院を許すべき旨の申出をするか否かに関する

る審査において、規則第39条に定める基準に該当するかどうかについて判断するに当たっては、その保有する情報の範囲内において、4に掲げる事項その他の事項を考慮するものとする。

第4 保護観察

1 保護観察実施上の基本的事項

(1) 保護観察事件に係る事務の開始

ア 保護観察所の長は、事務規程第34条の規定により保護観察事件に係る事務を開始したときは、保護観察事件ホルダー（別紙様式12）及び保護観察事件カード（別紙様式13）を作成するものとする。

イ 保護観察事件ホルダー中保護観察対象者の氏名を数字化して記載する欄の記載方法については、別表1「氏名換数表」によるものとする。

ウ 保護観察事件カードは、保護観察の種別により、その上縁を次に定めるとおり色分けして作成するものとする。

（ア）1号観察（保護観察処分少年に対する保護観察をいう。以下同じ。）は、白

（イ）2号観察（少年院仮退院者に対する保護観察をいう。以下同じ。）は、赤

（ウ）3号観察（仮釈放者に対する保護観察をいう。以下同じ。）は、黄

（エ）4号観察（保護観察付執行猶予者に対する保護観察をいう。以下同じ。）は、青

（オ）5号観察（婦人補導院仮退院者に対する保護観察をいう。以下同じ。）は、緑

(2) 保護観察事件に係る事務の管理

ア 保護観察所の長は、当該保護観察所において取り扱う保護観察事件について、その開始、終結等の状況を管理し、必要な情報の検索ができるよう、別表3に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

イ 保護観察所の長は、次に掲げる措置をとった場合には、当該措置後の経過を管理し、必要な情報の検索ができるよう、別表4に掲げる事項を

帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器により、その内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

(ア) 1号観察の特別遵守事項の設定又は変更について家庭裁判所に対し意見を求めたとき。

(イ) 2号観察、3号観察又は5号観察の特別遵守事項の設定、変更又は取消しについて地方委員会に対し申出をしたとき。

(ウ) 4号観察の特別遵守事項の設定又は変更について裁判所に対し意見を求めたとき。

(エ) 警告を発し、又は施設送致申請をしたとき。

(オ) 家庭裁判所に対し法第68条第1項の規定による通告をしたとき。

(カ) 保護観察の一時解除又はその取消しをしたとき。

(キ) 少年院への戻し収容の申出をしたとき。

(ク) 少年院仮退院者の退院の申出をしたとき。

(ケ) 仮釈放の取消しの申出又は仮釈放の取消事由の通知をしたとき。

(コ) 保護観察の停止の申出をしたとき。

(サ) 仮釈放者の不定期刑の終了の申出をしたとき。

(シ) 刑の執行猶予の言渡しの取消しの申出をしたとき。

(ス) 保護観察の仮解除又はその取消しの申出をしたとき。

(セ) 婦人補導院からの仮退院の取消しの申出をしたとき。

ウ 地方委員会は、保護観察所の長から次に掲げる申出又は通知を受けたときは、当該申出又は通知を受けた後の経過を管理し、必要な情報の検索ができるよう、別表5に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

(ア) 2号観察、3号観察又は5号観察の特別遵守事項の設定、変更又は取消しの申出

(イ) 少年院への戻し収容の申出

(ウ) 少年院仮退院者の退院の申出

(エ) 仮釈放の取消しの申出又は仮釈放の取消事由の通知

- (オ) 保護観察の停止の申出、所在判明の通知又は保護観察の停止の取消事由の通知
 - (カ) 仮釈放者の不定期刑の終了の申出
 - (キ) 保護観察の仮解除又はその取消しの申出
 - (ク) 婦人補導院からの仮退院の取消しの申出
- (3) 保護観察の円滑な開始
- ア 地方委員会は、仮釈放、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けて矯正施設から釈放される者の保護観察所への出頭を確保し、その保護観察の円滑な開始に資するため、出頭すべき保護観察所の所在地及び連絡先、当該保護観察所の長においてあらかじめ定めた法第50条第2号イの呼出しの日その他保護観察に関する注意事項を記載した書面（別紙参考様式1）を、当該決定を受けた者が収容され、又は留置されている矯正施設の長に送付するものとする。
 - イ 矯正施設の長は、仮釈放、少年院からの仮退院又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者を釈放するときは、事務規程第23条第1項及び第2項の規定による遵守事項通知書及び決定書の謄本の交付に併せて、アの書面を交付し、保護観察所への出頭その他保護観察に関する注意事項について説明するものとする。
 - ウ 保護観察所の長は、少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者が、正当な理由がないのに、アの呼出しの日までに保護観察所に出頭しなかったときは、直ちに、その者を呼び出し、若しくは出頭を命じ、又は事務規程第41条の規定による所在の調査を開始するものとする。
 - エ 保護観察所の長は、1号観察の円滑な開始について、次に掲げる事項に留意するものとする。
- (ア) 平成19年10月17日付け最高裁家二第001229号最高裁判所事務総局家庭局長通達「少年審判規則第37条第2項及び第3項の規定による保護観察所長に対する通知等の事務処理について」により、家庭裁判所は、少年法第24条第1項第1号の決定をした旨の通知及び少年審判規則第37条第3項に規定する特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見の通知をするに当たって書面を作成することとされ、また、

保護観察の円滑な開始及び保護観察所の長による特別遵守事項の設定の検討に資するため、速やかにこれを交付し、又はファクシミリを利用して送信することにより送付することとされていること。

(イ) (ア)の通達により、家庭裁判所は、保護観察所の長による特別遵守事項の設定の検討に資するため、少年法第24条第1項第1号の決定後、少年審判規則第37条の2第1項の規定により少年調査票その他少年の処遇上参考となる書類をできる限り速やかに保護観察所の長に対し送付することとされ、また、保護観察所の長による特別遵守事項の設定の検討のため急速を要するときは、当該送付に先立ち、少年調査票の全部若しくは一部の写しの送付（ファクシミリを利用して送信することによる送付を含む。）又は参考書類の一時貸与等の適当な措置を講ずることとされていること。

(ウ) 保護観察所の長は、(ア)及び(イ)の取扱いが円滑になされるよう、また、保護観察所への出頭の確保その他の必要な協力を受けることができるよう、平素から、当該保護観察所の所在地を管轄する家庭裁判所との緊密な連絡に努めること。

オ 保護観察所の長は、4号観察の円滑な開始について、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 平成20年5月9日付け最高裁判二第000530号最高裁判所事務総局刑事局長・家庭局長通達「執行猶予者保護観察事件調査票及び保護観察言渡連絡票の作成及び保護観察所に対する送付等について」により、裁判所は、保護観察付執行猶予の判決の言渡しをしたときは、保護観察所における裁判確定前の生活環境調整等を円滑にし、保護観察の実効を期するとともに、特別遵守事項に関する裁判所の意見の見込みを示すため、当該言渡しを受けた者が保護観察所を訪れるより前に、保護観察言渡連絡票をファクシミリ等を利用して保護観察所に直接送付することとされていること。

(イ) (ア)の通達により、裁判所書記官は、裁判長の法廷における説示に加え、必要に応じ、保護観察に関する注意事項書を(ア)の言渡しを受けた者に交付した上で、その説明をすることとされていること。

(ウ) 保護観察所の長は、(ア)及び(イ)の取扱いが円滑になされるよう、また、保護観察所への出頭の確保その他の必要な協力を受けることができるよう、平素から、当該保護観察所の所在地を管轄する裁判所との緊密な連絡に努めること。

(エ) 保護観察所の長は、保護観察付執行猶予の判決の言渡しを受けた者について、その者の処遇上の参考となる事項の通知、刑事事件記録の閲覧、謄写又は借用等について必要な協力を受けることができるよう、平素から、当該保護観察所の所在地を管轄する検察庁との緊密な連携の確保に努めること。

(4) 保護観察の開始時における面接等

ア 事務規程第35条第2項の規定による面接（以下「初回面接」という。）に当たっては、保護観察の趣旨その他必要と認める事項を説示するとともに、保護観察対象者の犯罪又は非行の内容、悔悟の情、改善更生の意欲、性格、年齢、経歴、心身の状況、生活態度、家庭環境、交友関係、住居、就業又は通学に係る生活環境等の把握に努めるものとする。

イ 保護観察所の長は、保護観察事件の移送を受けた場合において、初回面接が行われていないときは、速やかに、主任官又は他の保護観察官をして、アに準じて、保護観察対象者と面接させるものとする。

ウ 事務規程第35条第3項に規定する書面は、保護観察事件調査票（別紙様式14）とする。

エ 保護観察事件調査票は、事務規程第34条第1号の規定により保護観察処分少年又は保護観察付執行猶予者の保護観察事件に係る事務を開始した保護観察所の主任官又は他の保護観察官が、家庭裁判所から送付を受けた少年調査記録、保護観察付執行猶予の判決の言渡しをした裁判所から送付を受けた刑事訴訟規則（昭和23年最高裁判所規則第32号）第222条の2第1項前段に規定する書面その他の関係資料の内容を精査し、及び初回面接を行った場合にはその結果を踏まえた上で作成するものとする。

オ 保護観察所の長は、事務規程第35条第3項に規定する場合のほか、

少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者の保護観察事件に係る事務を開始したときその他必要があると認めるときは、主任官をして、保護観察事件調査票を作成させるものとする。

(5) 裁判確定前の保護観察付執行猶予者に対する面接

ア 保護観察所の長は、裁判確定前の保護観察付執行猶予者の出頭があつたときは、保護観察官をして、その者と面接させるものとする。

イ アの面接に当たっては、事務規程第157条第1項の規定による調査を行うほか、保護観察の趣旨その他必要と認める事項を説示するものとする。

ウ アの面接に当たっては、裁判確定前の保護観察付執行猶予者の住所、電話番号その他の連絡先を確認するなど裁判が確定した場合における出頭の確保に資する情報をできる限り把握し、原則として、規則第45条の規定による住居の届出を求め、日時を定めて、裁判が確定した場合における保護観察所への出頭を求めるものとする。

(6) 保護観察の実施計画

ア 規則第42条第1項本文に規定する実施計画は、保護観察の実施計画（別紙様式15）により作成し、又は見直すものとする。

イ 2号観察、3号観察又は5号観察であって、その期間が3月以下のものについては、規則第42条第1項ただし書の規定により、保護観察の実施計画の作成を省略することができる。

ウ 保護観察の実施計画は、少年調査記録、保護観察事件調査票、身上調査書、仮釈放等調査票その他の関係資料の内容のほか、必要に応じ、刑事事件記録の内容をも踏まえた上で作成し、又は見直すものとする。

エ 保護観察所の長は、保護観察対象者について、遵守事項を遵守しなかつたことを認めたとき、特別遵守事項の設定、変更又は取消しをすると、保護観察事件の移送を受けたときその他必要があると認めるときは、主任官をして、保護観察の実施計画の見直しの要否について検討させるものとする。

オ 保護観察所の長は、保護観察対象者の改善更生の意欲を高めることに資すると認めるときは、主任官をして、保護観察の実施計画の内容を踏

まえ、当該保護観察対象者に対し、指導監督及び補導援護を受けることを通じ改善を図るべき課題又は達成すべき目標について説明させ、その改善更生に向けた自発的な取組を促すものとする。

(7) 保護司に対する通知等

- ア 保護観察所の長は、担当保護司の指名をしたときは、担当保護司別カード（甲）（別紙様式16）に所定の事項を記入するものとする。
- イ 事務規程第38条第1項に規定する書面は、保護観察担当通知書（別紙様式17）とする。
- ウ 保護観察所の長は、規則第43条第3項の規定により複数の保護司を指名したときは、それぞれの担当保護司に対し、他の担当保護司の住所及び氏名を通知するとともに、主任官をして、複数の保護司を指名した理由等について説明させ、担当保護司相互の緊密な連絡を保たせるよう配慮させるものとする。
- エ 保護観察所の長は、移送を受けた保護観察事件について担当保護司の指名をするときその他保護観察の開始時以外の時点において担当保護司の指名をするときは、主任官をして、当該担当保護司に対し、保護観察担当通知書、保護観察事件調査票、保護観察の実施計画その他の書面により、保護観察の経過を通知させるものとする。
- オ 主任官は、規則第42条第1項ただし書の規定により保護観察の実施計画の作成を省略した場合において、担当保護司の指名があったときは、当該担当保護司に対し、保護観察担当通知書その他の書面により、処遇の目標並びに指導監督及び補導援護の方法並びにとるべき措置の内容を通知するものとする。
- カ 保護観察所の長は、少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院の決定を受けた者に対して実施することとなる保護観察において担当保護司の指名をすることとしている場合であって、必要があると認めるときは、あらかじめ、保護観察官をして、担当保護司の指名をすることとしている保護司に対し、事務規程第38条第2項の規定により交付することとなる関係書類を交付するものとする。
- キ 保護観察所の長は、担当保護司の指名をしたときは、当該担当保護司

と保護観察対象者が信頼関係を築くことができるよう配慮するものとする。

(8) 主任官と担当保護司の協働

ア 事務規程第40条第1項に規定する書面は、保護観察経過報告書

(甲) (別紙様式18)とする。ただし、同項の規定による報告を規則第61条第1項(規則第67条において準用する場合を含む。)の規定による報告に併せて行うときは、保護観察経過報告書(乙) (別紙様式19)とする。

イ 保護観察対象者が身柄を拘束されている場合、国外に渡航している場合その他の事情により指導監督及び補導援護を事実上行うことができない場合には、その間の保護観察の経過の報告については、事務規程第40条第1項ただし書の規定により、これを要しないものとする。

ウ 事務規程第40条第2項本文の規定による報告は、事故報告書(別紙様式20)によるものとする。

エ 特別遵守事項を遵守しなかったと認められる場合については、事務規程第40条第2項第3号の遵守事項を遵守しなかったことの程度が軽微な場合には該当しないものとして、原則として、同項の規定による報告を求めるものとする。

オ 主任官は、事務規程第40条第1項又は第2項の規定による報告があったときは、担当保護司との必要な意見の交換及び情報の共有をし、同条第3項の規定によりとることとした措置の内容を保護観察経過報告書(甲)、保護観察経過報告書(乙)又は事故報告書(電話等による報告を受けたときは、当該報告の内容を録取した書面)に記載するものとする。

カ 保護観察所の長は、事務規程第40条第1項の規定により保護観察対象者について遵守事項を遵守しなかった旨の報告を受けたとき又は同条第2項(第4号を除く。)の規定による報告を受けたときは、原則として、主任官をして、当該保護観察対象者に対する遵守事項を遵守させるための措置その他の必要な措置をとらせるものとする。主任官が自ら、保護観察対象者について遵守事項を遵守しなかったこと又は同項第1

号、第2号若しくは第5号に該当する事由があることを把握した場合も、同様とする。

キ　主任官は、才の場合に限らず、平素から、担当保護司との必要な意見の交換及び情報の共有をするほか、保護観察の実施に関する担当保護司からの照会、相談等に迅速かつ適切に対応するよう努めるものとする。

(9) 保護観察事件記録の作成

ア　事務規程第39条に規定する書面は、処遇経過記録（別紙様式21）とする。

イ　主任官は、保護観察対象者又はその関係人と面接したときは、処遇経過記録にその内容を記載し、又は面接票（別紙様式22）を作成するものとする。

ウ　保護観察事件記録には、事務規程第34条第1号及び第2号に掲げる通知に係る書類のほか、判決書又は保護処分に係る決定書の写し、保護観察事件調査票、保護観察の実施計画その他の保護観察の開始に際して受理し、又は作成した書類を編てつし、これに統いて、保護観察所において受理し、又は作成した日の順に従って、関係書類を編てつするものとする。この場合において、少年院仮退院者、仮釈放者及び婦人補導院仮退院者について収容中の生活環境調整事件に係る記録があるとき又は保護観察付執行猶予者について裁判確定前の生活環境調整事件に係る記録があるときは、その区分を明らかにした上で、それぞれ保護観察事件記録に併せて編てつするものとする。

(10) 所在の調査

ア　保護観察所の長は、保護観察の開始時において、主任官をして、保護観察の期間中は常に所在を明らかにしておくべきことについて保護観察対象者に対し十分に説明させるとともに、その所在が把握できなくなつたときは、事務規程第41条第1項の規定により、当該保護観察対象者が立ち寄り、又は連絡する可能性のある親族、知人等のもとへの調査、引受人その他の関係人からの情報収集、関係機関への照会、協力要請等により、迅速かつ徹底した所在の調査を行わせるものとする。

イ　保護観察所の長は、事務規程第41条第3項の規定により、保護司を

して所在の調査を補助させるときは、当該保護司に対し、所在調査依頼書（別紙様式23）及び当該調査に必要な資料を交付するものとする。

ウ 保護観察所の長は、イの場合には、担当保護司別カード（乙）（別紙様式24）に所定の事項を記入するものとする。

エ 事務規程第41条第4項に規定する書面は、所在調査結果報告書（別紙様式25）とする。

オ 保護観察所の長は、事務規程第41条第3項の規定による調査の補助を、担当保護司をして継続的に行わせるときは、エにかかわらず、月ごとに、所在調査経過報告書（別紙様式26）による報告を求めるものとする。

カ 所在の調査の嘱託

（ア）事務規程第42条第2項に規定する書面は、所在調査嘱託書（別紙様式27）とする。

（イ）事務規程第42条第3項に規定する書面は、嘱託を受けた所在調査実施結果報告書（別紙様式28）とする。

（ウ）事務規程第42条第4項に規定する書面は、所在確認通知書（別紙様式29）とする。

（エ）事務規程第42条第1項の規定により嘱託を受けた保護観察所の長が、保護司をして当該嘱託に係る調査を補助させるときは、当該保護司に対し、所在調査嘱託書の写し及び当該調査に必要な資料を交付するものとする。

（オ）保護観察所の長は、（エ）の場合には、担当保護司別カード（乙）に所定の事項を記入するものとする。

（11）保護観察事件の移送

事務規程第43条第1項又は事務規程第49条第1項の規定による保護観察事件の移送は、保護観察事件移送書（別紙様式30）によるものとする。

（12）保護観察における措置の共助

ア 事務規程第44条第1項に規定する書面は、共助依頼書（別紙様式31）とする。

イ 事務規程第44条第2項に規定する書面は、共助結果報告書（別紙様式32）とする。

2 転居又は旅行の許可

（1）転居又は旅行の許可の申請

ア 保護観察所の長は、保護観察の開始時において、主任官をして、保護観察対象者に対し、転居又は旅行の許可を受けようとする場合には、十分な時間的余裕をもって転居・旅行許可申請書（事務規程様式第36号）を提出するよう説明させるものとする。

イ 転居・旅行許可申請書は、保護観察対象者に保護観察所への出頭を求め、又は担当保護司を介して提出させるものとする。

ウ 保護観察所の長は、主任官又は担当保護司をして、保護観察対象者から、転居の理由又は旅行の目的、転居後の住居又は旅行先の生活環境その他転居又は旅行の許否を判断するために必要な事項を聴取させるものとする。

（2）転居後の住居等の調査

ア 規則第47条第1項の規定による調査は、転居後の住居又は旅行先が更生保護施設又は適切な監護者の居宅である場合その他保護観察対象者の改善更生を妨げるおそれのない場所であることが明らかである場合には、これを行うことを要しない。

イ 規則第47条第1項の規定による調査は、転居後の住居若しくは旅行先への訪問又は当該住居若しくは旅行先で同居する者その他の関係人の面接若しくは通信その他の方法により行うものとする。

ウ 保護観察所の長は、保護司をして、規則第47条第1項の規定による調査を補助させるときは、当該保護司に対し、転居又は旅行先に関する調査依頼書（別紙様式33）及び当該調査に必要な資料を交付するものとする。

エ 保護観察所の長は、ウの場合には、担当保護司別カード（乙）に所定の事項を記入するものとする。

オ ウの保護司が調査の結果を報告する場合の書面は、転居又は旅行先に関する調査結果報告書（別紙様式34）とする。

カ 転居後の住居等の調査の嘱託

- (ア) 事務規程第47条第3項に規定する書面は、転居又は旅行先に関する調査嘱託書（別紙様式35）とする。
- (イ) 事務規程第47条第4項に規定する書面は、嘱託を受けた転居又は旅行先に関する調査実施結果報告書（別紙様式36）とする。
- (ウ) 規則第47条第2項の規定による嘱託を受けた保護観察所の長は、嘱託を受けた転居又は旅行先に関する調査実施結果報告書に、転居又は旅行の許否に関する意見を記載するものとする。
- (エ) 規則第47条第2項の規定による嘱託を受けた保護観察所の長が、保護司をして当該嘱託に係る調査を補助させるときは、当該保護司に対し、転居又は旅行先に関する調査嘱託書の写し及び当該調査に必要な資料を交付するものとする。
- (オ) 保護観察所の長は、(エ)の場合には、担当保護司別カード（乙）に所定の事項を記入するものとする。

(3) 転居を許可する場合の措置等

- ア 保護観察所の長は、規則第47条第1項の規定による調査を行ったときは、当該調査の結果を踏まえた上で、転居又は旅行の許否を判断するものとする。
- イ 保護観察所の長は、規則第48条に定める基準に該当するかどうかを判断するに当たって考慮した事項及び当該判断に至った理由を、保護観察事件記録上明らかにするものとする。
- ウ 保護観察所の長は、保護観察対象者の転居を許可する場合において、一定の期間内の任意の日を転居の日とできるよう定めるときは、当該期間は、7日を超えない範囲内において定めるものとする。
- エ 保護観察所の長は、事務規程第48条第2項の規定により、転居後の住居の所在地を管轄する他の保護観察所に出頭すべき日時を定めるときは、あらかじめ、主任官をして、当該他の保護観察所の保護観察官と協議させるものとする。
- オ 事務規程第48条第3項に規定する書面は、転居許可に関する通知書（別紙様式37）とする。

カ 事務規程第48条第3項の規定による共助の依頼を受けた保護観察所の長は、当該共助の依頼に係る保護観察対象者が出頭したときは、速やかに、事務規程第44条第2項の規定により、当該共助の依頼をした保護観察所の長に対し、その旨を報告するものとする。出頭すべき日時に出頭しなかったときも、同様とする。

キ 保護観察所の長は、保護観察対象者の転居を許可した場合において、正当な理由がないのに、当該保護観察対象者が、事務規程第48条第2項の規定により指示した日時に転居後の住居の所在地を管轄する他の保護観察所に出頭しなかったときその他当該許可に係る転居をしたことの確認がとれないときは、直ちに、当該保護観察対象者と連絡を取り、又は事務規程第41条の規定による所在の調査を開始するものとする。

ク 保護観察所の長は、転居又は旅行を許可しないこととした場合において、必要があると認めるときは、保護観察対象者の出頭を求め、主任官をして、許可しないこととした理由の説示その他必要な指示、助言等を行わせるものとする。

(4) 無断転居の場合の措置

ア 保護観察所の長は、保護観察対象者が、あらかじめ転居の許可を受けることなく転居をした事実を把握したときは、当該保護観察対象者に保護観察所への出頭を求めるなどし、その経緯、当該転居後の住居の生活環境等について必要な調査を行うものとする。

イ 保護観察所の長は、アの調査の結果、遵守事項を遵守しなかったことに対する必要な措置をとるものとし、転居後の住居においてなお保護観察を継続することを相当と認める特別の事情があるときは、転居・旅行許可申請書が提出されていない場合にはこれを提出させた上で、当該住居への転居を許可するものとする。この場合において、当該住居の所在地が他の保護観察所の管轄区域内にあるときは、あらかじめ、当該他の保護観察所の長の意見を聴くものとする。

ウ 保護観察所の長は、ア及びイの場合には、アの調査の結果、イにおいてとった措置の内容、転居後の住居において保護観察を継続することを相当と認めたときはその判断に至った理由等を保護観察事件記録上明らかに記載するものとする。

かにするものとする。

(5) 旅行中における保護観察の共助

- ア 事務規程第50条第1項に規定する共助（以下「旅行中の共助」という。）の依頼は、出稼ぎ等によりおおむね1月以上の旅行となる場合において、旅行先の環境、保護観察対象者の心身の状況、保護観察の経過等を考慮し、必要があると認めるときに行うものとする。
- イ 保護観察所の長は、保護観察対象者の旅行を許可する場合において、旅行中の共助を依頼するときは、あらかじめ、主任官をして、旅行先を管轄する他の保護観察所への出頭の要否、出頭させる場合の日時等について、当該他の保護観察所の保護観察官と協議させるものとする。
- ウ 保護観察所の長は、保護観察対象者の旅行を許可する場合において、イの協議の結果により必要があると認めるときは、当該保護観察対象者に対し、出頭すべき日時を定めて、旅行先を管轄する他の保護観察所への出頭を指示するものとする。
- エ 旅行中の共助の依頼を受けた保護観察所の長は、保護司をして、旅行中の共助に係る指導監督及び補導援護を行わせるときは、1の(7)及び(8)によるものとする。
- オ 事務規程第50条第2項の規定による報告は、共助結果報告書に、保護観察経過報告書（甲）又は保護観察経過報告書（乙）その他の必要な書類を添付して行うものとする。
- カ 旅行中の共助の依頼を受けた保護観察所の長は、旅行中の共助に係る保護観察対象者について、他の保護観察所の管轄区域への移動、所在不明その他の事由により旅行中の共助に係る指導監督及び補導援護を行うことができなくなったときは、速やかに、旅行中の共助を依頼した保護観察所の長に対し、共助結果報告書により、その旨を通知し、当該共助に係る措置を終了するものとする。

3 遵守事項及び生活行動指針

(1) 保護観察処分少年の特別遵守事項の設定及び変更

ア 保護観察の開始に際しての設定

- (ア) 保護観察所の長は、規則第49条第1項に規定する家庭裁判所の意

見の通知（以下「家庭裁判所の意見の通知」という。）において、別紙1「保護観察処分少年及び少年院仮退院者の特別遵守事項の標準設定項目」に列記された標準設定項目のうち、家庭裁判所により指摘された項目の中から、必要と認めるものを選択し、保護観察処分少年の特別遵守事項を定めるものとする。この場合においては、家庭裁判所の意見が、少年法第8条に規定する調査に基づいて示されたものであることを踏まえ、これをできる限り尊重するものとし、また、具体的文言を定めるに当たっては、別紙1に示された各標準設定項目の標準設定例を参考とするものとする。

- (イ) 保護観察所の長は、(ア)により特別遵守事項を定める場合には、家庭裁判所から少年審判規則第37条の2第1項の規定による少年調査記録の送付又はその一時貸与を受けるなどし、その内容を踏まえた上で、特別遵守事項の具体的文言を定めるものとする。
- (ウ) 保護観察所の長は、特別遵守事項に関する家庭裁判所の意見の通知が、現時点で特別遵守事項を定める必要がない旨の内容であるときは、特別遵守事項を定めることはできない。
- (エ) 保護観察所の長は、(ア)において、家庭裁判所により指摘された項目の一部を特別遵守事項を定めるに当たって選択しなかった場合には、これを生活行動指針として定めることを考慮するものとする。

イ 保護観察開始後における設定及び変更

- (ア) 保護観察所の長は、保護観察の開始後に、新たな特別遵守事項を定める場合（以下「開始後設定」という。）には開始後設定をしようとする特別遵守事項の具体的文言を、既存の特別遵守事項の全部又は一部を改める場合（以下3において「変更」という。）には変更しようとする特別遵守事項の変更前後の具体的文言を、それぞれ特別遵守事項に関する求意見書（甲）（事務規程様式第38号）に記載し、これを家庭裁判所に提出して意見を求めるものとする。
- (イ) (ア)において、開始後設定をし、又は変更をしようとする特別遵守事項の具体的文言を検討するに当たっては、別紙1に示された各標準設定項目の標準設定例を参考とするものとする。

- (ウ) 保護観察所の長は、規則第49条第2項の必要な資料として、事務規程第51条第2項に規定するもののほか、家庭裁判所から少年調査記録の送付又は一時貸与を受けている場合には、併せてこれを提出するものとする。
- (エ) 保護観察所の長は、開始後設定をし、又は変更をしようとする特別遵守事項のうち、家庭裁判所が相当とする旨の意見を述べたものに限り、これを特別遵守事項とすることができます。
- (オ) 開始後設定をし、又は変更をしようとする特別遵守事項について、家庭裁判所からその全部又は一部を不相当とする旨の意見が述べられた場合において、必要があると認めるときは、当該不相当とする旨の意見の理由を踏まえ、改めて具体的文言を検討した上で、(ア)により家庭裁判所の意見を聞くこととして差し支えない。
- (2) 少年院仮退院者、仮釈放者等の特別遵守事項の設定、変更及び取消し
- ア 仮釈放等の許可決定による釈放時までの間の設定及び変更
- (ア) 地方委員会は、仮釈放等を許す旨の決定による釈放の時までに特別遵守事項を定めるに当たっては、少年院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者については別紙1に列記された標準設定項目の中から、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨の決定を受けた者については別紙2「仮釈放者、保護観察付執行猶予者等の特別遵守事項の標準設定項目」に列記された標準設定項目の中から、それぞれ必要と認めるものを選択し、当該標準設定項目の標準設定例を参考に、その具体的文言を定めるものとする。
- (イ) 規則第50条第1項に規定する特別遵守事項に関する意見は、別紙1又は別紙2に列記された標準設定項目の中から必要と認めるものを、矯正施設の長にあっては規則第15条の仮釈放等の申出の書面に、保護観察所の長にあっては生活環境調整状況通知書に、それぞれ記載する方法その他により表明するものとする。
- イ 保護観察開始後における設定、変更及び取消し
- (ア) 保護観察所の長は、少年院仮退院者、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者について開始後設定をすべき事情が生じたと認める場合には特別

遵守事項の具体的文言を、変更をすべき事情が生じたと認める場合には特別遵守事項の変更前後の具体的文言を、特別遵守事項の取消しをすべき事情が生じたと認める場合には当該特別遵守事項の具体的文言を、それぞれ特別遵守事項に関する申出書（事務規程様式第39号）に記載するものとする。

- (イ) (ア)において、開始後設定をし、又は変更をすべき特別遵守事項の具体的文言を検討するに当たっては、少年院仮退院者については別紙1に示された各標準設定項目の標準設定例を、仮釈放者又は婦人補導院仮退院者については別紙2に示された各標準設定項目の標準設定例を、それぞれ参考とするものとする。地方委員会が、保護観察所の長の申出により、開始後設定をし、又は変更する旨の決定をする場合も、同様とする。
- (ウ) 事務規程第53条第5項の通知を受けた場合において、保護観察所の長が必要と認めるときは、法第52条第2項又は法第53条第2項の決定をしない旨の判断がされた理由を踏まえ、改めて開始後設定をし、又は変更をすべき特別遵守事項の具体的文言を検討した上で、(ア)により申出をすることとして差し支えない。

(3) 保護観察付執行猶予者の特別遵守事項の設定及び変更

ア 保護観察の開始に際しての設定

- (ア) 保護観察所の長は、別紙2に列記された標準設定項目のうち、保護観察付執行猶予の判決の言渡しをした裁判所から特別遵守事項に関する意見の見込みとして示された項目について、当該言渡しを受けた者との面接結果その他により、それ以外に定めることが必要と認める項目又は定めることができると認める項目がある場合には、当該言渡しの翌日から14日以内に、電話その他の適当な方法により、当該裁判所に対し、その旨を伝えるものとする。当該裁判所が現時点で特別遵守事項を定める必要がない旨の見込みを示した場合において、定めることが必要と認める事項があるとき又は別紙2に列記された標準設定項目中「F その他」に該当する事項に係る特別遵守事項を定める必要があると認めるときも、同様とする。

(イ) 保護観察所の長は、(ア)の裁判所から、規則第51条第1項に規定する特別遵守事項に関する意見の通知を受けたときは、同意見で示された項目の中から、必要と認めるものを選択し、保護観察付執行猶予者の特別遵守事項を定めるものとする。この場合において、具体的文言を定めるに当たっては、別紙2に示された各標準設定項目の標準設定例を参考とするものとする。

(ウ) 保護観察所の長は、(イ)の特別遵守事項に関する意見の通知が、現時点で特別遵守事項を定める必要がない旨の内容であるときは、特別遵守事項を定めることはできない。

(エ) 保護観察所の長は、(イ)において、特別遵守事項に関する意見で示された項目の一部を、特別遵守事項を定めるに当たって選択しなかつた場合には、これを生活行動指針として定めることを考慮するものとする。

イ 保護観察開始後における設定及び変更

(ア) 保護観察所の長は、開始後設定をしようとする場合には特別遵守事項の具体的文言を、変更をしようとする場合には特別遵守事項の変更前後の具体的文言を、それぞれ特別遵守事項に関する求意見書(乙)(事務規程様式第41号)に記載し、これを裁判所に提出して意見を求めるものとする。

(イ) (ア)において、開始後設定をし、又は変更をしようとする特別遵守事項の具体的文言を検討するに当たっては、別紙2に示された各標準設定項目の標準設定例を参考とするものとする。

(ウ) 開始後設定をし、又は変更をしようとする特別遵守事項について、裁判所からその全部又は一部を不相当とする旨の意見が述べられた場合において、必要があると認めるときは、改めて具体的文言を検討した上で、(ア)により裁判所の意見を聞くこととして差し支えない。

(4) 遵守事項の誓約

ア 法第54条第1項又は法第55条第1項(売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。)の規定による遵守事項通知書の交付は、保護観察官をして行わせるものとする。

イ 保護観察所の長は、規則第53条第1項の規定により誓約をすることを求めるときは、保護観察官をして、保護観察対象者に対し、遵守事項の内容、遵守事項を遵守しなかった場合の措置等について説明させるものとする。

ウ 保護観察所の長は、ア及びイにかかわらず、保護観察対象者の住居が、離島、山間のへき地その他の交通至難の区域にある場合においては、交通事情に照らし、遵守事項通知書の交付及びイの説明を、担当保護司をして行わせることとして差し支えない。

エ 保護観察所の長は、事務規程第55条第2項の規定により遵守事項通知書を交付するときも、その時点における遵守事項の内容を確認させ、これを遵守することの重要性について自覚を促すため、保護観察対象者に対し、遵守事項を遵守する旨の誓約をすることを求めるものとする。この場合において、当該遵守事項通知書による通知が規則第52条第5項前段の規定によるものであるときは、保護観察官又は保護司をして、特別遵守事項を取り消した趣旨について説明させ、当該保護観察対象者の改善更生に向けた意欲を喚起するよう努めるものとする。

オ 保護観察所の長は、事務規程第55条第4項の規定により署名押印を求めるに当たっては、遵守事項通知書の原本及びその写しに求めるものとし、当該写しは、保護観察事件記録に編てつするものとする。

カ 保護観察所の長は、保護観察対象者が遵守事項通知書の受領又は署名押印を拒んだときは、その旨及びイの説明を行ったことを保護観察事件記録上明らかにするものとする。

(5) 生活行動指針

ア 保護観察所の長は、保護観察対象者に生活行動指針通知書（事務規程様式第43号）を交付するときは、保護観察官又は保護司をして、生活行動指針の内容並びに生活行動指針に即して生活し、及び行動するよう努めるべきことについて説明させるものとする。

イ 保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者について生活行動指針を定め、又はこれを変更するに当たっては、個々の保護観察処分少年及び少年院仮退院者の年齢及び心身の発達程度を考慮して、そ

の健全な育成を期し、及び教育的な観点をも踏まえてその内容を検討するものとする。

4 指導監督

- (1) 法第50条第2号イの呼出しは、保護観察官又は保護司が、口頭、書面、電話その他の方法により行うものとする。
- (2) 法第50条第2号ロの生活の実態を示す事実の申告又は資料の提示は、労働の状況を把握すべき場合にあっては給与明細書、タイムカード等を、通学の状況を把握すべき場合にあっては在学証明書、成績表等を、収入又は支出の状況を把握すべき場合にあっては給与の振込みを受けている口座の預金通帳等であって、保護観察対象者が現に保管し、又は入手が可能なものについて求めるものとする。
- (3) 保護観察所の長は、法第65条第1項の規定による被害者等の心情等の伝達を行ったときは、事務規程第57条第1項第3号の方法による指導監督を行うことについて考慮するものとする。
- (4) 保護観察所の長は、法第57条第1項第4号の専門的処遇を実施するに当たっては、保護観察官をして、あらかじめ、保護観察対象者に対し、当該専門的処遇の目的及びこれを受けることの必要性について説示させ、その理解を深めさせるよう努めるものとする。
- (5) 保護観察所の長は、保護観察処分少年及び少年院仮退院者に対する指導監督を行うに当たっては、少年が一般に精神的に未成熟であり、可塑性に富むこと等の特性を有することにかんがみ、その改善更生に係る状態の変化を的確に把握するとともに、適時適切に指導監督を強め、緩和し、又は必要な措置をとる必要があることについて留意するものとする。

5 補導援護及び応急の救護

(1) 補導援護

ア 基本的留意事項

保護観察所の長は、補導援護を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (ア) 保護観察対象者の自助の責任を踏まえつつ、保護観察対象者の依存心を助長したり、自発性や自主性を損なったりすることのないよう、

その改善更生のために必要かつ相当な限度において行うこと。

(イ) 補導援護を適切に行うため、保護観察所の管轄区域内の社会資源に関する情報を十分に把握し、これらを整理した資料の整備に努めること。

イ 補導援護の方法

(ア) 法第58条第1号に掲げる方法による補導援護は、改善更生に適した住居に居住するよう助言すること、住居を確保するため必要な手続をとることを助けること、同居可能な家族等と連絡をとらせること、帰住の方法について教示すること、帰住に同行すること等により行うものとする。

(イ) 同条第2号に掲げる方法による補導援護は、必要な医療又は療養を受けるよう助言すること、病状に応じて適切な医療機関に関する情報を提供すること、通院又は服薬を継続するよう助言すること等により行うものとする。

(ウ) 同条第3号に掲げる方法による補導援護は、規則第56条第1項及び第2項に規定する方法によるほか、就労に関する情報を提供すること、公共職業安定所の利用を促すこと等により行うものとする。

(エ) 法第58条第4号に掲げる方法による補導援護は、円滑な社会生活を送る上で必要な知識及び教養を身につけさせるとともに情操をかん養するため、スポーツ、音楽その他のレクリエーション、ボランティア活動等への参加を促すこと、健全な余暇の過ごし方について助言すること等により行うものとする。

(オ) 同条第5号に掲げる方法による補導援護は、生活保護法（昭和25年法律第144号）第38条に規定する保護施設その他の施設への入所をあっせんすること、保護観察対象者の改善更生を助けることについて家族その他の関係人の理解及び協力を求めること、公共職業安定所に対し就労支援又は職業紹介を依頼すること、保護観察対象者の改善更生に協力する事業主に雇用又はその継続を依頼すること、通学を継続できるよう学校に対し理解及び協力を求めること、医療機関に対し必要な診察又は治療を依頼すること、同法第11条第1項各号に掲

げる保護を受けられるようあっせんすること等により行うものとする。

- (カ) 法第58条第6号に掲げる方法による補導援護は、規則第57条に規定するところにより、アルコール依存又は薬物依存からの回復を支援する団体に関する情報を提供すること、規制薬物等に対する依存の改善に資する訓練を実施すること、調理、洗濯、掃除等の日常生活を営むための知識、技術等を習得させること、社会生活に適応するために必要な能力を習得させるための生活技能訓練を実施すること等により行うものとする。
- (キ) 法第58条第7号に掲げる方法による補導援護は、適切な金銭管理に関し助言すること、健康保険等の手続をとることを助けること、法律相談等のため適切な相談機関を紹介すること等により行うものとする。

(2) 応急の救護

ア 基本的留意事項

保護観察所の長は、応急の救護を行うに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

- (ア) 応急の救護は、公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な応急の救護を得られるよう援護をしても、なお必要な応急の救護が得られない場合に行われるものであることにかんがみ、まず公共の衛生福祉に関する機関その他の機関から必要な応急の救護を受けられるよう努めること。
- (イ) 応急の救護は、保護観察対象者が適切な医療、食事、住居その他の健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないため、その改善更生が妨げられるおそれがある場合に行われるものであることにかんがみ、現に住居等を有していても、それが当該保護観察対象者の改善更生のために不適切であると認められる場合には必要な応急の救護を得られるよう援護し、又はその救護を行うこと。
- (ウ) 応急の救護は、保護観察対象者に直接金品を給与する等の措置であるため、これを過度に行えば、依存心を助長し、かえって自立を妨げ

ることになりかねないことから、自助の責任の自覚を損なわないよう特に配慮すること。

(イ) 法第98条第1項（売春防止法第29条において準用する場合を含む。以下5において同じ。）の規定による応急の救護に要した費用の徴収は、規則第66条第1項の規定により応急の救護としてとるべき措置を選定した時点における当該措置の対象となる保護観察対象者及びその扶養義務者の費用負担の能力をその判断の基準とすること。

イ 応急の救護の内容

規則第65条各号に掲げる方法による応急の救護の措置は、以下に定めるところにより行うものとする。

(ア) 同条第1号に掲げる方法による措置は、更生保護施設その他改善更生に適した設備及び環境を備えた施設等に宿泊させて行うものとする。

(イ) 同条第2号に掲げる方法による措置は、(ア)の施設等において食事を給与し、又は食事費を現金で給与して行うものとする。

(ウ) 同条第3号に掲げる方法による措置は、その対象となる者の所持金等を勘案した上、旅費を給与し、又は貸与して行うものとする。

(エ) 同条第4号に掲げる方法による措置は、作業衣その他の物品を給与し、又は貸与して行うものとする。

(3) 補導援護及び応急の救護の委託

ア 基本的留意事項

保護観察所の長は、補導援護及び応急の救護の措置を委託するに当たっては、次に掲げる事項に留意するものとする。

(ア) 応急の救護として規則第65条第1号に掲げる宿泊場所等の供与を委託して行う場合であって、その対象となる保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするため必要があると認めるときは、法第61条第2項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。以下同じ。）の規定による補導援護の委託を併せて行うことのできること。

(イ) 少年院からの仮退院、仮釈放又は婦人補導院からの仮退院を許す旨

の決定を受けた者について、釈放後に補導援護又は応急の救護を委託することとしているときは、その者に対し、できるだけ釈放までの間に委託先における具体的な措置の内容を伝えるよう努めること。

(ウ) 法第98条第1項の規定による補導援護の措置の委託に要した費用の徴収については、規則第58条第1項の規定により委託して行う補導援護としてとるべき措置を選定した時点における当該措置の対象となる保護観察対象者及びその扶養義務者の費用負担の能力をその判断の基準とすること。

イ とるべき措置の選定

(ア) 主任官又は他の保護観察官は、事務規程第60条第1項の規定により調査を行うに当たっては、保護観察対象者の意向を確認するとともに、担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司の意見を聴くなどして、当該保護観察対象者が自立した生活を営むことができるようにするまでの困難の程度又は健全な社会生活を営むために必要な手段を得ることができないためその改善更生が妨げられるおそれを的確に把握するよう努めるものとする。

(イ) 主任官又は他の保護観察官は、事務規程第60条第1項の規定により調査を行ったときは、補導援護・救護事件票（別紙様式38）を作成するものとする。

(ウ) 保護観察所の長は、委託して行う補導援護としてとるべき措置又は応急の救護としてとるべき措置を選定したときは、当該措置の内容を補導援護・救護事件票に記載するとともに、保護経過一覧表（別紙様式39）を作成するものとする。

(エ) 保護観察所の長は、委託して行う補導援護としてとるべき措置又は応急の救護としてとるべき措置を選定したときは、委託して行う補導援護及び応急の救護の実施状況等を把握し、必要な情報の検索ができるよう、別表6に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

ウ 委託

- (ア) 保護観察所の長は、補導援護又は応急の救護を更生保護事業を営む者以外の者に委託するときは、その者に対し、保護観察の意義及び内容、委託に伴う受託者の責務等について十分に説明するものとする。
- (イ) 保護観察所の長は、規則第65条第1号に掲げる宿泊場所等の供与を委託して行うとき、規則第56条第2項の職業訓練を委託して実施するとき又は規則第57条の生活指導として行う薬物依存回復訓練を委託して実施するときは、日を単位として委託するものとする。
- (ウ) 保護観察所の長は、規則第62条第1項の規定により委託内容の変更を行うときは、委託内容変更書（別紙様式40）を作成するものとする。
- (エ) 保護観察所の長は、同項の規定により委託の解除を行うときは、委託解除書（別紙様式41）を作成するものとする。
- (オ) 保護観察所の長は、同項の規定により委託先の変更を行うときは、従前の委託先に対しては同項の規定により委託の解除を行い、変更後の委託先に対しては法第61条第2項又は法第62条第3項（売春防止法第26条第2項において準用する場合を含む。）の規定により委託するものとする。
- (カ) 保護観察所の長は、保護観察対象者に対して委託して行う補導援護の措置又は応急の救護の措置をとる場合において、当該保護観察対象者について担当保護司の指名をしているときは、当該担当保護司に対し、当該措置に係る補導援護・救護事件票の写しを送付するなどして当該措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

エ 受託者等との連携等

- (ア) 保護観察所の長は、補導援護又は応急の救護を委託した場合は、受託者による措置が保護観察の実施上その効果を十分に発揮できるよう、主任官又は他の保護観察官を受託者のもとに派遣し、又は受託者の出頭を求めるなどして受託者と必要な協議を行わせるものとする。
- (イ) 保護観察所の長は、補導援護又は応急の救護の措置を受ける保護観察対象者が少年、高齢者等であって、自立した生活を営むことに困難を伴うことが見込まれるとき又はその委託期間が長期にわたっている

ときは、主任官をして、(ア)の協議において当該保護観察対象者が自立した生活ができるようにするための具体的方策を検討させ、これらの措置の実効性を高めるものとする。

(ウ) 保護観察所の長は、規則第65条第1号の規定による宿泊場所等の供与を委託して行っている保護観察対象者について、新たに当該委託に係る措置以外の委託して行う補導援護の措置又は応急の救護の措置をとることとしたときは、宿泊場所等の供与の受託者に対し、新たな措置に係る補導援護・救護事件票の写しを送付するなどして当該措置の内容その他必要な事項を連絡するものとする。

6 保護者に対する措置等

(1) 保護者に対する措置は、事務規程第65条の規定によるほか、規則第63条第1項各号の区分に応じ、次に掲げる方法その他の方法により、保護観察に付されている少年及びその保護者の関係等を勘案して、必要かつ相当な限度で行うものとする。

ア 同項第1号に掲げる措置

(ア) 保護観察官又は保護司が指示した事項を守らせることについて家庭における協力を求めること。

(イ) 保護観察に付されている少年の生活状況を把握して保護観察官又は保護司に知らせるよう求めること。

イ 同項第2号に掲げる措置

保護観察官又は保護司との面談を求めるこ。

ウ 同項第3号に掲げる措置

(ア) 保護観察に付されている少年の非行に関連する問題の解消に資する知識及び情報又は訓練の提供を目的とする講習会、保護者同士が監護に関する経験、不安又は悩みを話し合う保護者会等を開催し、保護者に対し、これらへの参加を求めるこ。

(イ) 他の機関、団体等において開催される講習会等に関する情報を保護者に提供し、これへの参加を促すこと。

(2) 保護観察所の長は、同項第2号に掲げる措置をとるに当たっては、あらかじめ、主任官に、当該措置が必要である理由並びに指導又は助言の内容

及びその実施方法についての計画を保護者に対する措置検討票（別紙様式42）により提出させた上、その適否を判断するものとする。

- (3) 保護観察所の長は、保護者に対する措置をとった場合には、その結果について保護観察事件記録上明らかにするものとする。
- (4) 規則第64条の規定による保護者に対する通知は、保護観察に付されている少年との面接に保護者を同席させることにより行い、又は保護者に対し、保護観察に付されている少年に交付した書面の写しを送付し、若しくは電話等により通知すべき内容を告げることによって行うものとする。

7 出頭の命令及び引致

(1) 出頭の命令

ア 出頭命令書（事務規程様式第52号）を発送するときは、書留郵便、配達証明郵便又はこれに準ずるものに付して行うものとする。

イ 保護観察所の長は、保護観察対象者に出頭を命ずるときは、出頭命令書の写しを保護観察事件記録に編てつするとともに、その出頭の有無を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

(2) 引致状の請求

地方委員会又は保護観察所の長は、引致状を請求したときは、引致及び留置の実施状況等を把握し、必要な情報の検索ができるよう、別表7に掲げる事項を帳簿に記載し、又は電子計算機その他の機器によりその内容を表示し、及び書面を作成できる方法で磁気ディスク等に保存するものとする。

(3) 引致状の執行

ア 引致状の執行に際し、保護観察対象者に自傷、他害等のおそれがある場合には、衣服の外部から検査し、凶器を所持していると認められるときは、これを任意に提出させ、身柄の拘束中、保管して差し支えない。

イ 事務規程第69条ただし書に規定する引致状が発せられていることを証する書面は、次に掲げる事項を記載した書面に保護観察官が所属庁を表示した上で署名又は記名押印したものとする。

(ア) 引致状が発せられた年月日並びにこれを発した裁判官の氏名及びその裁判官の所属する裁判所の名称

- (イ) 引致状により引致された者の氏名、年齢、職業及び住居
- (ウ) 引致状により引致された者が保護観察中の者であることを明らかにする事項
- (エ) 引致すべき場所
- (オ) 引致状の有効期間
- (カ) 引致に着手した年月日時及び場所
- (キ) 引致状を所持しなかった理由

ウ 地方委員会又は保護観察所の長は、引致状により引致された者を釈放するときは、保護観察官をして、引致状の欄外に、釈放の年月日時を記載して記名押印させるものとする。

エ 事務規程第70条第2項の規定による引致状の返還は、引致すべき場所に引致することができないまま引致状の有効期間を経過したとき又はその有効期間内であっても引致状の執行を必要とする事由がなくなったときに行うものとする。この場合には、その旨を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

(4) 手錠の使用及び保管

ア 地方委員会又は保護観察所の長は、保護観察官をして、手錠を使用させるときは、手錠使用簿（別紙様式43）に所定の事項を登載するものとする。

イ アの保護観察官は、手錠を使用するときは、手錠の施用部分を隠す等の措置を講じ、なるべく通行人等他人に目立たないよう配慮するものとする。

ウ アの保護観察官は、事務規程第71条第2項の許可を受けないで手錠を使用したときは、事後において、速やかに、地方委員会又は保護観察所の長に対し、手錠を使用するに至った経緯を報告するものとする。

エ 手錠は、地方委員会にあっては地方委員会が指名する首席審査官又は統括審査官が、保護観察所にあっては保護観察所の長が指名する首席保護観察官又は統括保護観察官が、それぞれ保管するものとする。

8 不良措置

(1) 警告

ア 保護観察所の長は、規則第77条第1項に定めるところにより警告を発するかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に係る保護観察処分の決定後の具体的な事実を考慮するものとする。

(ア) 遵守しなかった遵守事項の内容

(イ) 遵守事項を遵守しなかった理由及び態様

(ウ) 保護観察所の長が実施した指導監督及び保護者に対する措置（いずれも遵守事項を遵守しなかったことを認めた後に実施したものと含む。）の内容並びにこれらに対する保護観察処分少年及び保護者の対応の状況

(エ) 遵守事項を遵守しなかった後の改善更生の意欲及び行状の変化

(オ) 遵守事項を遵守しなかった後の環境の変化

イ 保護観察所の長は、アの判断において考慮した具体的な事実及び当該判断に至った理由を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

ウ 保護観察所の長は、保護観察処分少年に少年法第3条第1項第3号に掲げる事由があると認められるとともに遵守事項を遵守しなかったことが認められたときは、当該保護観察処分少年が保護のため緊急を要する状態なく、保護観察によってその改善更生を図る余地があると認められる限り、法第68条第1項の規定による通告（以下「通告」という。）に優先して警告を発することを考慮するものとする。

エ 警告書の作成

(ア) 保護観察所の長は、警告書（事務規程様式第61号）を作成するに当たっては、警告を発すべき遵守事項が複数あるときも、単独の警告書に、当該遵守事項のすべてを列記するものとする。

(イ) 保護観察所の長は、警告を発すべき遵守事項が法第50条第1号に掲げる事項であるときは、警告書に当該事項を記載するとともに、遵守しなかったことの具体的な内容を付記するものとする。

オ 警告の手続

(ア) 保護観察所の長は、警告を発するに当たり、保護観察経過報告書（甲）、保護観察経過報告書（乙）、事故報告書その他の遵守事項を遵守しなかったことが発覚した端緒を記載した書面を必ず備えるほ

か、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかったことについて、当該保護観察処分少年の陳述以外の合理的な根拠となる具体的な事実を証明するために必要な関係機関に対する照会結果、保護者等関係者の陳述を録取した質問調書（事務規程様式第114号）等を備えるものとする。

- (イ) 保護観察所の長は、警告を発するための出頭命令に保護観察処分少年が応ぜず、又は応じないおそれがあるときは、引致状の請求を考慮するものとする。
- (ウ) 保護観察所の長は、警告を発するに当たり、遵守事項についての認識、遵守事項を遵守しなかった具体的な状況及びその理由等について、保護観察官をして、保護観察処分少年と面接させ、その陳述を録取した質問調書を作成させるものとする。
- (エ) (ウ)の質問調書を作成する際、保護観察処分少年が遵守事項を遵守しなかったことを否認したときは、その内容を質問調書等において明らかにするものとする。なお、この場合においても、(ア)に掲げる書面により遵守事項を遵守しなかった事実が認められるのであれば、警告を発することができることは当然である。
- (オ) 保護観察所の長は、警告を発する際、保護観察官をして、遵守しなかったと認める遵守事項、なお警告に係る遵守事項を遵守しない場合は施設送致申請をすることがあること等について、分かりやすく説明させるものとする。
- (カ) 保護観察所の長は、警告書を交付したときは、警告書の受領書（別紙様式44）を保護観察処分少年から徴するものとする。この場合において、当該保護観察処分少年が警告書の受領又は警告書の受領書の作成を拒んだときは、その旨及び(オ)の説明を行ったことを保護観察事件記録上明らかにするものとする。
- (キ) 保護観察所の長は、警告を発する際は、事務規程第65条第4号の規定により、できる限り保護者の同席を求め、警告後の保護観察における保護観察官又は保護司との協力の在り方及び適切な監護について指導し、又は助言するなど保護者に対する措置を講ずることについて

考慮するものとする。

カ 特別観察期間

- (ア) 保護観察所の長は、警告を受けた保護観察処分少年の指導監督を強化するため、警告を発した日から起算して3月間（保護観察期間の満了まで3月間に満たない場合は、当該満了日まで。（オ）において同じ。）を「特別観察期間」とし、警告を受けた保護観察処分少年の指導監督を強化するものとする。この場合には、警告を受けた保護観察処分少年の生活状況、遵守事項の遵守状況、保護観察の実施状況等を踏まえ、主任官をして、保護観察の実施計画の見直しをさせるものとする。
- (イ) 保護観察所の長は、特別観察期間の開始に当たり、保護観察処分少年に対し、特別観察期間通知書（別紙様式45）を交付するものとする。
- (ウ) 保護観察所の長は、保護観察処分少年がなお警告に係る遵守事項を遵守しないおそれがあると認める場合には、特別観察期間を延長することができる。この場合における延長の期間は、1回の延長について3月間を超えてはならない。
- (エ) 保護観察所の長は、特別観察期間を延長するときは、保護観察処分少年に対し、特別観察期間延長通知書（別紙様式46）により、その旨を通知するものとする。
- (オ) 保護観察所の長は、特別観察期間中に、当該特別観察期間の理由となつた警告に係る遵守事項とは別の遵守事項を遵守しなかつたことについて新たに警告を発したときは、当該特別観察期間の満了にかかわらず、当該新たな警告を発した日から起算して3月間を特別観察期間とする。
- (カ) 保護観察所の長は、保護観察処分少年が、特別観察期間の満了後に、警告に係る遵守事項を遵守しなかつたと認めた場合には、改めて警告を発することなく特別観察期間を再開することができる。この場合における特別観察期間の取扱いは、（ア）から（オ）までに定めるところによる。

(2) 施設送致申請

ア 保護観察所の長は、警告に係る遵守事項を遵守しなかったことの程度が重いかどうかを判断するに当たっては、次に掲げる事項に係る具体的な事実を考慮するものとする。

(ア) 警告に係る遵守事項の内容

(イ) 警告に係る遵守事項を遵守しなかった理由及び態様

(ウ) 保護観察所の長が実施した指導監督及び保護者に対する措置（いずれも特に警告後に実施したもの）の内容並びにこれらに対する保護観察处分少年及び保護者の対応の状況

イ 保護観察所の長は、アにおいて警告に係る遵守事項を遵守しなかったことの程度が重いと判断した保護観察处分少年について、アに掲げる事項に加え、次に掲げる事項に係る具体的な事実を考慮し、保護観察によっては当該保護観察处分少年の改善更生を図ることができないかどうかを判断するものとする。

(ア) 警告に係る遵守事項を遵守しなかった後の改善更生の意欲及び行状の変化

(イ) 警告に係る遵守事項を遵守しなかった後の環境の変化

(ウ) 保護観察を継続した場合に期待できる効果

ウ 保護観察所の長は、ア及びイの判断において考慮した具体的な事実並びに当該判断に至った理由を保護観察事件記録上明らかにするものとする。

エ 申請の手続

(ア) 保護観察所の長は、施設送致申請をするに当たっては、保護観察处分少年が警告を受けたにもかかわらずなお遵守事項を遵守しなかったことについて合理的な根拠となる具体的な事実が記載された書面を備えた上、当該保護観察处分少年に出頭を命じ、保護観察官をして、事務規程第81条の規定により面接させたときは、その陳述を録取した質問調書を作成させるものとする。この場合における手続は、(1)のオの(ア)から(エ)までに定める手続の例による。

(イ) 保護観察所の長は、施設送致申請書（事務規程様式第62号）にお

いて、必要とする保護処分を少年院送致とする場合には、平成3年6月1日付け法務省矯教第1274号矯正局長依命通達「少年院の運営について」（以下「少年院運営通達」という。）に定める長期処遇、一般短期処遇又は特修短期処遇の別について付記するものとする。

- (ウ) 保護観察所の長は、事務規程第80条第2項の申請の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、(ア)の質問調書の謄本並びに遵守事項を遵守しなかった事実を証明し、並びにア及びイの判断において考慮した具体的な事実を明らかにする書類の謄本を添付するものとする。
- (エ) 施設送致申請書中「5 施設送致申請の理由」の各項目の記載においては、(ウ)の保護観察事件記録中当該理由の根拠とした具体的な事実が記載されている部分を特定するものとする。

(3) 通告

- ア 保護観察所の長は、通告をするに当たり、保護観察処分少年に新たに少年法第3条第1項第3号に掲げる事由があることについて合理的な根拠となる具体的な事実が記載された書面を備えるものとする。
- イ 保護観察所の長は、通告書（事務規程様式第63号）において、必要とする保護処分を少年院送致とする場合には、少年院運営通達に定める長期処遇、一般短期処遇又は特修短期処遇の別について付記するものとする。
- ウ 保護観察所の長は、事務規程第82条第2項の通告の理由を明らかにする書類その他参考となるべき書類として、保護観察事件記録のうち、新たに少年法第3条第1項第3号に掲げる事由があることについて合理的な根拠となる具体的な事実を明らかにする書類の謄本を添付するものとする。
- エ 通告書中「4 通告の理由」の記載においては、ウの保護観察事件記録中当該理由の根拠とした具体的な事実が記載されている部分を特定するものとする。

(4) 少年院への戻し収容

- ア 保護観察所の長は、規則第85条に定める基準に該当するかどうかを